

平成30年度旅行代理店の選定について
(公募要領)

平成30年2月22日
株式会社日本貿易保険
代表取締役社長 板東 一彦

株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」という。）では、海外出張等の航空券手配業務等を依頼する旅行代理店を公募いたします。

1. 件名

平成30年度海外出張等における旅行代理店の選定

2. 公募内容

平成30年度 NEXI 役職員等の海外出張における航空券手配業務等を依頼する旅行代理店を提案公募方式（企画競争）により複数者（数社程度）選定するものである。

3. 対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。なお、やむを得ない事情により、業務開始日が平成30年4月1日以降となる場合は、相談に応じるものとする。（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に出发する出張等に適用）

なお、選定された旅行代理店から当該年度に提供されたサービス内容等が実施条件等を充足していないと認められる場合には選定を取り消す可能性がある。

4. 業務内容

- （1）NEXI 役職員等の海外出張等に係る航空券手配業務全般
- （2）その他海外出張等に付随する事項（ビザ取得代行、必要書類作成、宿泊先留保、情報の提供等）

〈渡航対象地域〉

NEXI の業務実施地域

（アジア地域、大洋州地域、北米地域、中南米地域、欧州地域等世界全域）

〈購入予定航空券〉

NEXI 海外旅費規則に基づき、ビジネスクラス、エコノミークラス等の正規航空券

及び割引航空券（法人割引航空券、航空会社が設定する各種割引航空券等）

〈出張等とは〉

出張、海外研修（留学）、海外からの招聘

なお、NEXI 役職員等が海外視察団の一員として海外出張する場合等において、使用する旅行代理店が指定されている等特別な事情がある場合には、本業務を依頼しない場合がある。

5. 公募資格

- (1) 株式会社日本貿易保険契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約事務取扱規則第11条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成28・29・30年度経済産業省競争参加者資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」に格付けされている者であって、「運送」の営業品目を選択した者であること。なお、特別な理由により、NEXI が参加を認める者はこの限りではない。
- (4) IATA 公認旅客代理店舗の認定を有すること。
- (5) 観光庁長官登録旅行業の登録を有すること。
- (6) 本業務の取扱店が東京23区内にあること。
- (7) 現在、公的機関との間で訴訟関係にないこと。

6. 実施条件

- (1) NEXI の業務に対応する社内体制（専任者を置くことが望ましい）をとれること。
- (2) 海外出張等に係る航空券の手配が速やかにできること。
- (3) 海外出張等に付随するビザ取得代行、宿泊先の留保等が速やかにできること。
- (4) 至急な手配や変更及び中止に速やかに対応できること。
- (5) 旅程表（ITENERARY）、見積書の速やかな提出ができること。
- (6) 月ごとに当該航空券取扱い実績表を作成（エクセル形式）し提出できること。
- (7) 現地情報（地図、交通、気候、安全状況等）の提供ができること。
- (8) 航空会社からの各種情報をタイムリーに提供できること。
- (9) 用務地、日程等に応じた経済的な航空券の紹介ができること。
- (10) 航空券代金等の支払いについて、請求書は、発券した月末締めの翌月末払いに対

応できること。

- (11) 各月の請求書は、請求総額を記載した総括請求書（各出張の費用の税額を表示すること）及び役職員毎の請求明細表（エクセル形式）を作成し提出できること。
- (12) 見積書に航空賃、空港税、燃料サーチャージ、航空保険料、査証代等の明細を記載できること。
- (13) 年度末（3月）においては、速やかな請求書の発行に対応できること。
- (14) 搭乗クラスの座席が満席等により確保できない場合に、見積書と併せて理由書（氏名、出発日、日程、対象区間、クラス変更による増加金額も記載）の作成・提出ができること。

7. 応募要領

提案者は、適合証明書様式（ア）及び企画提案書様式（イ）をNEXI ホームページよりダウンロードし、必要事項記入のうえ、会社概要資料等（ウ～カ）を添付のうえ提出のこと。

（1）応募書類

- ア. 適合証明書
- イ. 提案書
- ウ. 貴会社概要（パンフレット等）
- エ. IATA 公認旅客代理店舗の認定を証するもの（写し）
- オ. 観光庁長官登録旅行業の登録通知書の写し
- カ. 全省庁統一資格の写し

（2）提出期限

平成30年3月14日(水) 17時00分まで（必着）に郵送または持ち込みにより下記提出先へ提出のこと。

※ 1：電子メール等での提出は不可

※ 2：応募書類に不備等がある場合は無効

（3）提出先及び問合せ先

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル東館5階

株式会社日本貿易保険総務部 調達・管理グループ（清水・半田）

注：郵送の場合は、封筒表に「平成30年度海外出張等における旅行代理店の選定に係る提案書等在中」と朱書きで記載すること。

8. 評価項目

以下のサービス内容を評価することとするため、各項目について具体的に提案すること。

- ① NEXI業務対応体制（営業担当、手配担当、発券担当、査証担当、専任・兼任の別及び人員数）
(参考：NEXIにおける平成29年度海外出張件数は、計250件程度)
- ② NEXI担当者の旅行業における担当者職歴（職種、経験年数）
- ③ 休日・営業時間外（原則24時間、365日対応が可能なこと）に航空券の手配・変更・キャンセルが生じた場合の対応体制（渡航先で航空券の変更が生じた場合の対応体制を含む）
以下を含む具体的な対応体制
 - ・24時間対応の可否
 - ・日本語での対応の可否
 - ・海外から（日本での）専用ホットライン等の設置
 - ・専任担当者の設置及び不在等の場合の代替手段
 - ・対応可能なサービス内容の明記
(例えば、航空券・ホテル等の新規・変更・取消、パスポート・クレジットカード等の紛失対応等)
 - ・航空会社と繋がったPC端末等による変更等の即応体制
- ④ 緊急時連絡体制・サポート体制
以下を含む具体的な対応体制
 - ・専任担当窓口等の設置及び不在等の場合の代替手段
 - ・担当窓口にて対応可能な人員が複数名いるか。
 - ・客先担当者、代理店現地支店等、航空会社、関係官庁等の連携体制
- ⑤ 担当店舗における直近1年間の業務渡航取扱実績
- ⑥ 担当店舗における直近1年間の査証（ビザ）取得代行実績
- ⑦ その他会社の組織・サービスの充実度をアピール可能な事項

9. 評価方法

- (1) 適合証明書により公募資格及び実施条件を全て満たしている者を選定し、それらの者について提案書に基づき相対評価を行う。
- (2) 配点の点数は、小数点第2位（第3位を四捨五入）まで計上するものとする。
評価については、各技術審査委員の評価点の平均点を点数とする。
- (3) 上位の複数者（数社程度）を指定旅行代理店として選定する。

10. 注意事項

- (1) 提出された提案書は、返却いたしません。なお、提案書は本公募の審査にのみ使用させていただきます。
- (2) 必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。
- (3) 選定された旅行代理店には、NEXIから旅行代理店あてに採択通知を行います。
- (4) 提案書等で記載された内容については、採択の基本方針となりますので、確実に実行が確約されることのみを記載ください。なお、記載された内容に変更があった場合は、選定後であっても選定を取り消すことがあります。
- (5) 選定の概要（会社名、会社住所）は、NEXIホームページで公表されます。
なお、別紙「独立行政法人の契約に係る情報の公表について」について、同意するものとします。
- (6) 選定された場合につきましても、常に各社すべてには見積依頼をしない場合がある旨ご了承下さい。

<独立行政法人の契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当法人において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又はグループ長相当職以上の職を経験した者（グループ長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当法人の役員経験者及びグループ長相当職以上経験者（当法人OB）の人数、職名及び当法人における最終職名
- ② 当法人との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当法人OBに係る情報（人数、現在の職名及び当法人における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上